



2022年 6月20日、東地申第66号提出！

中野車掌区で開催された現場長との意見交換会において発生したJR東日本輸送サービス労働組合に対する不当労働行為の根絶と正常な職場運営を求める申し入れ

2022年4月22日、中野車掌区では、現場長と社友会との意見交換会が開催されました。

### 【特徴点】

- ✓ 現場長と社友会の意見交換会は「業務」で扱われている。
- ✓ 社友会に加入している社員のみ「個人的なSNS」で、時間、場所、業務の周知が行われている。
- ✓ 会社は「勤務時間中の社友会の活動は認めない」「社友会に会社として関与はしていない」と主張している。

※ LINEのイメージです。

中野車掌区では、JR東日本輸送サービス労働組合の組合員は社友会に所属していないため、意見交換会の周知はされていません。労働組合に所属していることを理由に意見交換会に参加できないことは明らかな差別であり、労働組合法第7条1項「組合員であることを理由とする解雇、その他の不利益な扱いの禁止」にあたり不当労働行為にあたると認識しています。

JR東日本輸送サービス労働組合 中野車掌区分会執行委員長が、現場長に「不当労働行為」であること通告した際「私はその通告を受ける義務はない。職場には労使関係がないからだ」と述べています。労働組合の主張、意見を受け付けないことは不当労働行為にあたります。

不当労働行為の根絶と正常な職場運営のため、下記の内容で申し入れました。

1. 2022年4月22日に開催された現場長と社友会の意見交換会は、JR東日本輸送サービス労働組合に所属をする組合員に対する差別と不利益扱いの不当労働行為であり、今後同様の意見交換会を行わないこと。
2. 2022年4月22日に開催された現場長と社友会の意見交換会は、就業規則違反にあたることから事象の経緯と認識を明らかにし、再発防止に向けて全社員への周知を行うこと。